

## 地方独立行政法人京都市立病院機構職員退職手当支給規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、就業規則の適用を受ける職員（有期雇用職員、アルバイト職員及び就業規則第23条第1項の規定に基づき再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

### (遺族の範囲及び順位)

第2条 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 前項各号に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、同項第2号及び第4号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 同順位の遺族が2人以上あるときは、そのうちの1人が、代表者として退職手当の支給を受ける手続を行わなければならない。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

### (退職手当の支給)

第3条 職員が退職したときは、この規程の定めるところにより、その者(死亡

による退職の場合は、その遺族)に対し、退職手当を支給する。

- 2 職員が役員に就任したときは、この規程の規定による退職手当の支給については、当該就任した役員の前職を退職したものとみなす。
- 3 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、理事長が、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができないときその他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、次条の規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(退職手当の基本額)

第5条 退職手当の基本額は、次に掲げる区分による。

- (1) 次に掲げる者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表甲欄に掲げる支給率を退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に乗じて得た額
  - ア 組織の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じたこと又はこれに準じる事由により退職した者
  - イ 業務上の傷病により退職した者
  - ウ 死亡により退職した者
  - エ 定年に達したことにより退職した者(地方独立行政法人京都市立病院機構職員の定年による退職の特例に関する規程により勤務した後退職した者を含む。)
  - オ 地方独立行政法人京都市立病院機構期限付職員の採用に関する規程により雇用期間を定めて採用された職員で、雇用期間が満了したことにより退職したもの

- (2) 傷病により退職した者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表乙欄に掲げる支給率を退職日給料月額に乗じて得た額

- (3) 自己の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)及び理事長が前2号の規定によることが適当でないと認める者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表丙欄に掲げる支給率を退職日給料月額に乗

## じて得た額

2 基礎在職期間（職員としての引き続いた在職期間並びに地方公共団体、地方独立行政法人、国、独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人、国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等（当該団体の退職手当（これに相当する給付を含む。以下同じ。）に関する規程において、職員が理事長又は当該団体の長の要請に応じ、引き続き当該団体に使用される者となるため機構を退職し、引き続いて当該団体に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「地方公共団体等」という。）に使用される者が理事長又は当該地方公共団体等の長の要請に応じ、引き続き職員となるために退職し、かつ引き続いて職員となった場合におけるその者の当該地方公共団体等に使用される者としての引き続いた在職期間（これらの在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた地方公共団体等の退職手当に関する規程において在職期間に含まれることとされている期間を含む。）をいい、その者がこの規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けすこととなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間を除く。以下同じ。）中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合

を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

3 第1項第1号に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者で、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同号及び前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号	給料月額	給料月額及び給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額
第2項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額
第2項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額に、

4 在職中の功績が顕著であった者、勤務成績が良好であった者その他理事長が必要と認める者に対しては、原則として前3項に定める額の100分の100以内の割合において加給することができる。

5 職員の退職が第1項第2号又は第3号に該当する場合において、同項第2号若しくは第3号又は前項の規定により計算して得た額が、退職日給料月額に49.59を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

6 職員の退職が第1項第2号又は第3号かつ第2項に該当する場合において、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は第4項の規定により計算して得た額が次の各号に掲げる第2項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 49.59以上 特定減額前給料月額に49.59を乗じて得た額

(2) 49.59未満 特定減額前給料月額に第2項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に49.59から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

第6条 退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(第8条第3号及び第4号の規定により除算する期間のうち別に定める月を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 65,000円
- (4) 第4号区分 59,550円
- (5) 第5号区分 54,150円
- (6) 第6号区分 43,350円
- (7) 第7号区分 32,500円
- (8) 第8号区分 27,100円
- (9) 第9号区分 21,700円
- (10) 第10号区分 0

2 前項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度等に関する事項を考慮して、別に定める。

3 次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 退職した者で、その勤続期間が4年以下のもの
- (2) 前条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が10年以上24年以下のもの

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の調整額の不支給)

第7条 前条の退職手当の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第5条の規定による退職手当の基本額が支給されない者

(2) 第5条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が9年以下のもの  
(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の基本額の計算の基礎となる勤続期間は、基礎在職期間につき、次に定めるところにより計算する。

(1) 勤続期間は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの月数により計算し、1年未満の端数が生じた場合においては、その端数が6月以上であるときはこれを1年とし、6月末満であるときはこれを切り捨てる。

(2) 職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前号の規定による勤続期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(3) 休職又は停職の期間は、除算する。ただし、結核性呼吸器病又は業務上の傷病による休職等の期間で、別に定めるものについては、この限りでない。

(4) 前号に定めるもののほか、理事長が勤続期間の計算に算入することが適当ないと認める基礎在職期間は、除算することができる。

(葬祭料)

第9条 職員が死亡した場合において、遺族がないときは、葬祭を行った者に対し、遺族に支給すべき退職手当の額の範囲内における金額を葬祭料として支給することができる。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第10条 職員の退職が労働基準法第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第4条から第6条までの規定による退職手当に含まれるものとする。ただし、当該退職手当の額が同法第20条及び第21条の規定による給付の額に満たないときは、当該退職手当のほか、

その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第11条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職した者(当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響(以下「支給制限に係る考慮事情」という。)を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 就業規則第32条の規定により懲戒解雇された者

(2) 就業規則第24条第1項第3号の規定による解雇をされた者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が判明しないときは、通知をすべき内容を定款第6条に規定する公告の方法をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第12条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職した者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起

訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが地方独立行政法人京都市立病院機構に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで支障を生じると認めるとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、基礎在職期間のうち職員としての在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 次に掲げる者(以下「死亡退職者の遺族等」という。)に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 死亡による退職をした者の遺族
- (2) 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者
- 4 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となっ

た起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮こ以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮こ以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、支給制限に係る考慮事情及び第11条第1項各号に該当する場合の退職手当の額との權衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮こ以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職した者が基礎在職期間のうち職員としての在職期間中の行為に  
関し懲戒解雇処分(以下「再雇用職員に対する懲戒解雇処分」という。)  
を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職した者(再雇用職員に対する懲戒解雇処分の対象となる者を除く。)について、基礎在職期間のうち職員としての在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡退職者の遺族等に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該死亡退職者の遺族等に対し、支給制限に係る考慮事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取に係る手続は、理事長が別に定める。

5 第11条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る退職手当に第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職した者の退職手当の返納)

第14条 退職した者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職した者に対し、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に  
関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職した者が基礎在職期間のうち職員としての在職期間中の行為に  
関し再任用職員に対する懲戒解雇処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職した者(再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。)について、基礎在職期間のうち職員としての在職期間中に懲

戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取に係る手続は、理事長が別に定めるところによる。
- 5 第11条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第15条 死亡退職者の遺族等に対し退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該退職の日から1年以内に限り、支給制限に係る考慮事情のほか、当該死亡退職者の遺族等の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- 2 第11条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前条第4項の規定により理事長が定める手続は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員としての在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員としての在職期間中

に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第4項又は前条第3項において理事長が別に定めるところによる意見の聴取を行う際の通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員としての在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第12条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は企業職員としての在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第12条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当

する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間のうち職員としての在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得し、又は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。

7 第11条第2項並びに第14条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 第14条第4項の規定により理事長が定める手続は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第17条 職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職に係る退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて地方公共団体等の職員となった場合において、その者の職員としての在職期間が、地方公共団体等の職員に対する退職手当に関する規定により、地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されることとなるときは、別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(端数計算)

第18条 退職手当の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(控除金)

第19条 地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第32条第2号及び第3号に掲げるものについては、退職手当を支給する際、その退職手当から控除することができる。

(口座振替による支払)

第20条 退職手当は、受給者の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(補則)

第21条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程（以下「規程」という。）は、平成23年4月1日から施行する。

(引継職員に係る基礎在職期間)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員となった者（以下「引継職員」という。）の基礎在職期間には、京都市職員退職手当支給条例その他京都市職員に適用される退職手当に関する規程の例による京都市職員としての引き続いた基礎在職期間を含むものとする。

(引継職員に係る失業者の退職手当)

3 引継職員その他理事長が別に定める職員のうち、地方独立行政法人京都市立病院機構成立の日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得する前までの間に退職し又は解雇された者であつて、その退職又は解雇の日まで京都市職員として在職したものとするならば、京都市職員退職手当支給条例第7条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の例により算出した退職手当の金額に相当する金額（以下「失業者退職手当額」という。）を、退職手当として、同条例の例により支給する。

4 退職した職員のうち、一般の退職手当等（規程第4条から第6条まで及び第10条の規定による退職手当をいう。）の支給を受けていなければ前項の規定による退職手当の支給を受けることができた者に係る規程第12条第1項、第2項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第2項から第5項

までの規定の適用については、これらの規定における「退職手当の額」には、前項の規定による「失業者退職手当額」を含まないものとする。

5 規程第12条第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する規程第12条第7項の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般的退職手当等の支給を受けない者とみなす。

6 規程第12条第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般的退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般的退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が規程第12条第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般的退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第7条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般的退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般的退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般的退職手当等は、支払わない。

（引継職員等のうち時間差手当の支給を受けていた者等に対する退職手当の基本額の加算）

7 引継職員その他理事長が別に定める職員のうち、京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（昭和63年3月31日京都市条例第39号）による改正前の京都市職員給与条例に規定する時間差手当の支給を受けていた者等に対する退職手当の基本額は、この規程の第5条第1項から第6項までの規定により計算して得た額に、100分の12.5以内の率を乗じて得た額（以下「時間差手当受給職員加算額」という。）を加えた額とすることができます。

8 前項の時間差手当受給職員加算額の計算は、京都市職員退職手当支給条例の例による。

9 退職の日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料を支給

される職員、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員及び地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成25年3月28日決定。以下「平成25年改正規程」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第5条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人職員給与規程京都市職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第6項、第7項若しくは第8項の規定、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項、第6項若しくは第7項の規定又は地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成25年3月28日決定。以下「平成25年改正規程」という。）附則第5項、第6項若しくは第7項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」と、同条第3項の表第1項第1号の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と給与規程附則第6項、第7項若しくは第8項の規定、平成24年改正規程附則第5項、第6項若しくは第7項の規定又は平成25年改正規程附則第5項、第6項若しくは第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

- 10 第5条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、給与規程附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員、平成24年改正規程附則第5項から第7項までの規定又は平成25年改正規程第5項から第7項までの規定による給料を支給されることとなるものに関する第5条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額のうち最も多いもの」とあるのは、「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程附則第6項、第7項若しくは第8項の規定、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定）附則第5項、第6項若しくは第7項の規定又は地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程

(平成25年3月18日決定)附則第5項、第6項若しくは第7項の規定による給料の額との合計額のうち最も多いもの」とする。

11 職員が平成28年4月1日以後に退職することによりこの規程の規定による退職手当の支給を受ける場合において、その者が同日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、地方独立行政法人京都市立病院機構職員退職手当支給規程の一部を改正する規程(平成28年3月 日決定)による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員退職手当支給規程第4条から第7条まで並びに、附則第10項及び第11項の規定により計算した退職手当の額(別に定める職員にあっては、別に定める額)が、第4条から第7条まで及び前2項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則(平成24年3月22日決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員退職手当支給規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(退職手当の基本額に関する経過措置)

3 改正後の規定第5条第1項各号中「別表」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間における退職にあっては「地方独立行政法人京都市立病院機構職員退職手当支給規程の一部を改正する規程(平成25年3月18日決定)附則別表第1」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における退職にあっては「地方独立行政法人京都市立病院機構職

員退職手当支給規程の一部を改正する規程（平成25年3月18日決定）附則別表第2」と、同条第5項及び第6項各号中「49.59」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間における退職にあっては「55.86」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における退職にあっては「52.44」とする。

附則別表第1

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.47	0.98	0.588	21	32.634	20.919	20.919
2	2.94	1.96	1.176	22	34.398	22.05	22.05
3	4.41	2.94	1.764	23	36.162	23.181	23.181
4	5.88	3.92	2.352	24	37.926	24.312	24.312
5	7.35	4.9	2.94	25	39.69	25.28	25.28
6	8.82	5.88	4.41	26	41.454	27.574	27.574
7	10.29	6.86	5.145	27	43.218	29.868	29.868
8	11.76	7.84	5.88	28	44.982	32.162	32.162
9	13.23	8.82	6.615	29	46.746	34.456	34.456
10	14.7	9.8	7.35	30	48.51	36.75	36.75
11	16.317	10.878	10.878	31	49.98	37.975	37.975
12	17.934	11.956	11.956	32	51.45	39.2	39.2
13	19.551	13.034	13.034	33	52.92	40.425	40.425
14	21.168	14.112	14.112	34	54.39	41.65	41.65
15	22.785	15.19	15.19	35	55.86	42.875	42.875
16	24.402	16.268	16.268	36	55.86	45.864	45.864
17	26.019	17.346	17.346	37以上	55.86	在職1年を増	在職1年を増

18	27. 636	18. 424	18. 424				すごと に 1. 274 を加え る。	すごと に 1. 274 を加え る。
19	29. 253	19. 502	19. 502					
20	30. 87	19. 788	19. 788					

附則別表第2

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1. 38	0. 92	0. 552	21	30. 636	19. 638	19. 638
2	2. 76	1. 84	1. 104	22	32. 292	20. 7	20. 7
3	4. 14	2. 76	1. 656	23	33. 948	21. 762	21. 762
4	5. 52	3. 68	2. 208	24	35. 604	22. 823	22. 823
5	6. 9	4. 6	2. 76	25	37. 26	23. 732	23. 732
6	8. 28	5. 52	4. 14	26	38. 916	25. 886	25. 886
7	9. 66	6. 44	4. 83	27	40. 572	28. 04	28. 04
8	11. 04	7. 36	5. 52	28	42. 228	30. 193	30. 193
9	12. 42	8. 28	6. 21	29	43. 884	32. 347	32. 347
10	13. 8	9. 2	6. 9	30	45. 54	34. 5	34. 5
11	15. 318	10. 212	10. 212	31	46. 92	35. 65	35. 65
12	16. 836	11. 224	11. 224	32	48. 3	36. 8	36. 8
13	18. 354	12. 236	12. 236	33	49. 68	37. 95	37. 95
14	19. 872	13. 248	13. 248	34	51. 06	39. 1	39. 1
15	21. 39	14. 26	14. 26	35	52. 44	40. 25	40. 25
16	22. 908	15. 272	15. 272	36	52. 44	43. 056	43. 056
17	24. 426	16. 284	16. 284	37 以上	52. 44	在職 1 年を増 すごと	在職 1 年を増 すごと
18	25. 944	17. 296	17. 296				
19	27. 462	18. 308	18. 308				

20	28.98	18.577	18.577			に 1.196 を加え る。	に 1.196 を加え る。
----	-------	--------	--------	--	--	-------------------------	-------------------------

#### 附 則（平成28年3月29日決定）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.305	0.87	0.522	21	28.971	18.571	18.571
2	2.61	1.74	1.044	22	30.537	19.575	19.575
3	3.915	2.61	1.566	23	32.103	20.579	20.579
4	5.22	3.48	2.088	24	33.669	21.583	21.583
5	6.525	4.35	2.61	25	35.235	22.443	22.443
6	7.83	5.22	3.915	26	36.801	24.479	24.479
7	9.135	6.09	4.568	27	38.367	26.516	26.516
8	10.44	6.96	5.22	28	39.933	28.552	28.552
9	11.745	7.83	5.873	29	41.499	30.589	30.589
10	13.05	8.7	6.525	30	43.065	32.625	32.625
11	14.486	9.657	9.657	31	44.37	33.713	33.713
12	15.921	10.614	10.614	32	45.675	34.8	34.8
13	17.357	11.571	11.571	33	46.98	35.888	35.888
14	18.792	12.528	12.528	34	48.285	36.975	36.975
15	20.228	13.485	13.485	35	49.59	38.063	38.063
16	21.663	14.442	14.442	36	49.59	40.716	40.716
17	23.099	15.399	15.399	37 以上	49.59	在職 1 年を増 すこと に 1.131	在職 1 年を増 すこと に 1.131
18	24.534	16.356	16.356				
19	25.97	17.313	17.313				
20	27.405	17.567	17.567				